

令和元年度食品安全委員会が自ら行う 食品健康影響評価の案件候補について（案）

I 募集の経過

令和元年度における「自ら評価」について、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて寄せられた案件は39件であった。

II 案件候補の整理

提案のあった39件について、案件候補を絞り込むために整理した（資料2）。

・提案のあったハザード（危害要因）の内訳

区 分	件 数（注）
添加物	3件
農薬	3件
器具・容器包装	1件
化学物質・汚染物質	4件
微生物・ウイルス	10件
かび毒・自然毒等	1件
遺伝子組換え食品等	1件
その他	8件
複数分野に関連するもの	5件
計	36件

（注）1件の提案をもって複数のハザードについての提案があったもの、複数の提案者から同じハザードの提案があったものについては、ハザード毎に1件としている。

（参考）提案者の属性別の内訳

- ① 食の安全ダイヤル、食品安全モニター等：23件
- ② 外部募集：13件
- ③ 地方公共団体：1件
- ④ 委員、専門委員、専門参考人、委員会事務局等：2件

Ⅲ 検討に際しての考え方

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の趣旨を踏まえると、以下に該当するものについては、今回の「自ら評価」の対象ではないと考えられる。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの（再評価制度があるもの（※））
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク評価の問題ではないもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

案件候補の選定基準

- （１）健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- （２）健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

（※）農薬の再評価制度について

- ・ 改正農薬取締法（平成 30 年 12 月 1 日施行）において、登録のある全ての農薬について、定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う仕組みが導入。
- ・ 具体的には、
 1. 改正後の施行後に登録された農薬については、今後、概ね 15 年ごとに再評価を実施。
 2. 改正法の施行時での既登録農薬については、2021 年度から優先度に応じて順次再評価を実施。